

令和 6 年 2 月 29 日 開催

令 和 6 年

第 2 回

函館市農業委員会総会

議 事 錄

函館市農業委員会

令和6年第2回函館市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年2月29日（木） 開会 14：00 閉会 14：20

2 開催場所 函館市役所 8階第2会議室

3 出席委員

議長	立藏 義春	5番	八戸 千修
1番	川村 稔	6番	山田 美代子
3番	佐藤 勉	7番	近江 政夫
4番	大槻 寅男	8番	菅原 秀樹
		9番	西浦 克彦

以上9名

4 事務局出席者

局長	松浦 真人	主査	中村 俊大
次長	吉田 浩樹	主任主事	笠原 未帆
農地課長	石岡 正直	主事	佐々木 将汰

以上6名

5 付議事項

議案第1号 土地の現況証明書の交付について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
議案第4号 令和7年度農業政策と予算に関する要望（案）について
報告第1号 会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）

14：00 開会

議長（立藏会長）

ただいまより、令和6年第2回農業委員会総会を開会いたします。
まずははじめに、「農業委員会憲章」を唱和いたします。
委員ならびに事務局職員は、ご起立願います。
函館市農業委員会憲章。

（「農業委員会憲章」唱和）

議長（立藏会長）

ご着席願います。
続いて、本日の日程の確認ですが、お手元に配付した日程のとおり、議案4件、報告1件、計5件となっております。
よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。
それでは、本日の日程に進みます。
日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。
議事録署名委員には、1番、川村委員、3番、佐藤委員の両名を指名いたします。
よろしくお願いいたします。
次に、日程第2、議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。
それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の2ページをお開き願います。
議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を、ご説明申し上げます。
本件は、土地の現況証明願処理要領の規定により、土地の現況証明願書の提出が1件あったことから、審議を求めるものでございます。
3ページをお開き願います。
番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、1,910平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。
所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。
記載の3名の農業委員にて、2月22日に現地調査を行っております。
なお、このページの下段が箇所図となってございます。
以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、3番、佐藤委員からご報告願います。

3番（佐藤委員）

議案第1号「土地の現況証明書の交付について」、番号1に係る現地調査結果ですが、この案件について、八戸委員、菅原委員と私を合わせた農業委員3人と事務局職員で調査を実施し、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、申請地は北側が宅地、西側および南側が道路で囲まれた土地で、現況は、住宅が建設されているほか、耕作によらず雑草や、かん木類が生育し、住宅敷地として利用されており、宅地状態でありました。

のことから、番号1について、農地・採草放牧地以外と証明することが相当と判断しました。

以上、議案第1号、番号1についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、願い出のとおり証明することが相当かどうか、ご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立藏会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、願い出のとおり証明書を交付することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立藏会長）

異議なしと認め、願い出のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の4ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明申し上げます。

本件は、農地法第3条第1項の規定により、1件の所有権移転および1件の賃貸借による権利設定の許可申請があったので、審議を求めるものでございます。

5ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、7千196平方メートル、権利の種類は所有権、生前贈与で、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人、譲受人ともに、生前贈与となっております。

なお、6ページが箇所図、7ページが調査書となってございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、9千202平方メートルのうち7千391平方メートル、権利の種類は賃借権で、貸主、借主は記載のとおりでございます。

申請理由は、貸主が相手方要望、借主が新規就農となっております。

なお、9ページが箇所図、10ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、3番、佐藤委員からご報告願います。

3番（佐藤委員）

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、番号1から番号2に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1から番号2について、農地の所有権移転および賃借権設定に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、譲受人および借主の事業計画内容や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて、事務局から説明を受け、調査委員3人が資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第2号、番号1から番号2についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、各件について、許可することが相当かどうか、ご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

1番（川村委員）

はい。

議長（立藏会長）

川村委員、どうぞ。

1番（川村委員）

番号2ですけれども、借主の方が新規就農ということなんですが、参考までに年齢を教えてください。

事務局（吉田次長）

はい。

議長（立藏会長）

事務局次長、どうぞ。

事務局（吉田次長）

年齢、60歳となっております。

以上でございます。

議長（立藏会長）

川村委員、よろしいでしょうか。

1番（川村委員）

はい。

議長（立藏会長）

その他、ご発言ございませんか。

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を採決いたします。

お諮りいたします。

各件について、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立藏会長）

異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の11ページをお開き願います。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を、ご説明申し上げます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により申し出のあった利用権設定1件の農用地利用集積計画の決定について、審議を求めるものでございます。

12ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、2万8千809平方メートルのうち1万6千956平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

権利の種類は賃借権、利用目的は畑、利用権の始期は令和6年3月1日、終期は令和7年2月28日、賃料は記載のとおりで、申請理由は、利用権の再設定でございます。

なお、このページの下段が箇所図、13ページが調査書となってございます。
以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、3番、佐藤委員からご報告願います。

3番（佐藤委員）

議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、番号1に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、農地の賃借権設定に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、借主の経営状況や農地の効率的な利用について、事務局から説明を受け、調査委員3人が資料等を確認、判断できる範囲で検討した結果、計画内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第3号、番号1についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について、計画内容が適正であるかどうか、ご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立藏会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、適正な計画と認め、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立藏会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

次に、日程第5、議案第4号「令和7年度農業政策と予算に関する要望（案）について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の14ページをお開き願います。

議案第4号「令和7年度農業政策と予算に関する要望（案）について」を、ご説明申し上げます。

本件は、例年、合同会議において素案を説明・協議したうえで、2月の総会で審議・決定するものですが、今年度につきましては、渡島地方農業委員会連合会からの要望の取りまとめ依頼が遅くなつたこと、また、回答期限も短いことから、合同会議での説明・協議を見送つたところであります。

要望の取りまとめにつきましては、1月29日付けで各農業委員および各推進委員あて文書にて行ったところですが、各委員から新規の要望事項がなかつたところであります。

このため、令和7年度農業政策と予算に関する要望（案）につきましては、昨年度の要望内容を時点修正したうえで、継続要望を行おうとするものであります。

15ページをお開き願います。

このページは、要望項目の一覧になっておりますが、令和7年度農業政策と予算に関する要望としましては、①の大間原子力発電所についてから、⑨の鳥獣被害対策の充実までの9項目となっております。

16ページをお開き願います。

このページから24ページまでが、各要望項目に係る内容および理由等になっております。

25ページをお開き願います。

このページから32ページまでが、各要望項目に係る新旧対照表となっております。

9項目の内容および理由等に大きな変更はございませんが、この新旧対照表により、各要望項目の変更点をご説明いたします。

25ページに記載しております、①の大間原子力発電所についてでございます。

要望の理由等の1行目に記載しております、福島第一原発事故以降、12年を13年に変更しております。

26ページをお開き願います。

次に、国際貿易政策の万全な対応についてでございます。

これまで、要望を提出してきたところですが、北海道農業会議から示されました令和7年度要望項目（案）に、国際貿易政策が盛り込まれていないことから、今回の要望から削除するものであります。

なお、本項目を要望しないことに伴い、以降の要望項目の番号を繰り上げております。

27ページをお開き願います。

次に、②担い手の育成と経営支援対策の強化についてでございます。

要望の理由等の10行目に記載しております、鳥獣被害についてですが、これまで、エゾシカなどによる農業被害の増加と記載してきたところでありますが、数年来、本市においてもヒグマによる農業被害の増加が顕著であることを踏まえ、新たにヒグマの文言を追加しております。

以上が、昨年度、提出しました要望内容からの変更点となっております。

なお、この要望につきましては、渡島地方農業委員会連合会あて提出するものであります、同連合会が管内の全農業委員会の要望を取りまとめ、北海道農業会議あて提出するものであります。

また、北海道農業会議では、道内各地方農業委員会連合会からの要望を取りまとめ、内容を精査、調整したうえで、5月末に予定しております国および道内選出の国会議員への要望活動の際に、要望書として提出することになっております。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局より説明がありましたが、この要望（案）について、各委員から何かご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立藏会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第4号「令和7年度農業政策と予算に関する要望（案）について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立藏会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

次に、日程第6、報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」を、議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の33ページをお開き願います。

報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」を、ご説明申し上げます。

本件につきましては、土地の現況証明願書の提出が1件あったことから、函館市農業委員会規程第23条第1項第4号の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

34ページをお開き願います。

このページの番号1について、市街化調整区域1件の現況証明願書の提出があり、事務局にて調査した結果、記載のとおり、農地・採草放牧地以外と確認し、現況証明書を交付いたしました。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立藏会長）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、その他ですが、3点お話がございます。

まず、1点目ですが、農地パトロール調査についてで、ございます。

3月の農地パトロール調査は、3月1日、金曜日、推進委員により実施する予定であります。

なお、調査委員には、佐藤推進委員、泉推進委員、山口推進委員、以上、3名を指名しております。

続いて、2点目ですが、次の総会は、令和6年3月21日、木曜日、午後2時から市役所8階第2会議室において、開催いたします。

また、議案の締切日は、3月5日、火曜日、となっております。

続いて、3点目ですが、次回総会の現地調査日は、3月14日、木曜日、午後1時からとなります。

それでは、3月の現地調査委員を指名いたします。

1番、川村委員、6番、山田委員、7番、近江委員、以上、3名を指名いたします。

3名の方は、午後1時に事務局に集合となりますので、大変お忙しい中とは存じますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは以上ですが、他に各委員から何かご発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（立藏会長）

それでは、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

14 : 20

以上、会議の顛末を記録し相違ないことを証明する。

議長 立藏義春

署名委員 川村稔

署名委員 佐藤勉